

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
23	成年後見制度利用支援関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

高島市は、成年後見制度利用支援における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

滋賀県高島市長

公表日

令和8年5月29日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	成年後見制度利用支援関係事務
②事務の概要	本人の収入や資産状況等から成年後見制度の利用に係る審判請求費用および成年後見人、保佐人および補助人の報酬の支払いが困難な者に対して、その費用の全部または一部を助成を行っている。他市からの転入により助成が必要な者について、支給要件となる課税状況などを調査し、審査を行う。 ※転入者の場合、前年度の所得の確認が必要となる為、マイナンバーによる他市町との連携により確認を行う。 【審判請求】 本人および関係者より審判請求に係る相談があり、以下の要件(※1)に該当する場合、助成を行う。 【報酬助成】 家庭裁判所の報酬付与に係る審判に基づき、成年後見人、保佐人および補助人からの報酬助成申請書により、以下の要件(※1)に該当する場合、助成を行う。 (※1)助成要件 生活保護法による扶助を受けている者またはこれに準じる者もしくは以下①～③を全て満たす者 ①市内に住所を有する市町村民税非課税の者 ②年間収入が150万円以下の者 ③預貯金および有価証券の合計額が100万円以下の者 ・本事務における特定個人情報は以下の事務に使用。 ①生活保護実施関係情報確認に関する事務 ②市町村民税に関する情報確認に関する事務 ③住民票に記載された住民票関係情報に関する事務
③システムの名称	中間サーバー

2. 特定個人情報ファイル名

成年後見人等報酬助成ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	番号法第9条第2項 ①生活保護実施関係情報確認に関する事務 ②市町村民税に関する情報確認に関する事務 ③住民票に記載された住民票関係情報に関する事務
--------	---

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第134条第3項

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	滋賀県高島市 健康福祉部 高齢者支援課
②所属長の役職名	課長

6. 他の評価実施機関

--	--

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部 総務課 〒520-1592 滋賀県高島市新旭町北畑565番地 0740-25-8538
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	滋賀県高島市 健康福祉部 高齢者支援課 〒520-1592 滋賀県高島市新旭町北畑565番地 0740-25-8150
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人未満(任意実施)]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [○]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
		[] 人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	ダブルチェックによる人為的ミスの軽減を図っている	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 ☐	
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	自己点検や内部監査による内部牽制の徹底を行っている。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年4月1日	I 関連情報5. 評価実施機関における担当者部署②所属長	次長	課長	事後	
令和3年4月1日	I 関連情報7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	滋賀県高島市市民生活部 生活相談課 〒520-1592 滋賀県高島市新旭町北畑565番地	総務部 総務課 〒520-1592 滋賀県高島市新旭町北畑565番地 0740-25-8000	事後	
令和3年4月1日	II しきい値判断項目1. 対象人数	2) 1, 000人以上1万人未満	1) 1, 000人未満(任意実施)	事後	
令和3年4月1日	II しきい値判断項目1. 対象人数	令和1年11月28日	令和3年4月1日	事後	
令和3年4月1日	II しきい値判断項目2. 取扱者数	令和1年11月28日	令和3年4月1日	事後	
令和3年6月29日	I -4.②法令上の根拠	番号法第19条7号	番号法第19条8号	事前	令和3年9月1日付で施行される番号法の改正に向けた変更
令和5年4月1日	I -5 ①部署	地域包括支援課	高齢者支援課		
令和5年4月1日	I -8 連絡先	地域包括支援課	高齢者支援課		
令和6年4月1日	I-7.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	総務部 総務課 〒520-1592 滋賀県高島市新旭町北畑565番	総務部 総務課 〒520-1592 滋賀県高島市新旭町北畑565番	事後	
令和7年4月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	①生活保護実施関係情報確認に関する事務 (番号法別表第二主務省令 第47条1項3号イ) ②市町村民税に関する情報確認に関する事務 (番号法別表第二主務省令 第47条1項3号ロ) ③住民票に記載された住民票関係情報に関する事務	番号法第9条第2項 ①生活保護実施関係情報確認に関する事務 ②市町村民税に関する情報確認に関する事務 ③住民票に記載された住民票関係情報に関する事務	事後	
令和7年4月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第8号 ・番号法別表第二主務省令 第47条1項3号	・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第134条第3項	事後	
令和7年4月1日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業		ダブルチェックによる人為的ミスの軽減を図っている	事後	
令和7年4月1日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策		自己点検や内部監査による内部牽制の徹底を行っている。	事後	
令和8年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	令和7年4月1日	令和8年4月1日	事後	
令和8年4月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和7年4月1日	令和8年4月1日	事後	